平成２４年（フ）第６５７号
大阪府大阪狭山市東野西１丁目910番地の１―401号
債務者　山本加奈子（旧姓山添）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７１号
堺市南区茶山台２丁２番２―102号
債務者　菊池　祐治
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７２号
堺市南区茶山台２丁２番２―102号
債務者　菊池　恵子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６８９号
堺市堺区今池町６丁７番８号
債務者　武田　基邦
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
岡山県小田郡矢掛町里山田2009番地７
債務者　レイス　カルロス　マルセロ（ＲＥＩＳ　ＣＡＲＬＯＳ　ＭＡＲＣＥＬＯ）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
香川県高松市国分寺町国分501番地１
債務者　平田安祐美
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５３号
茨城県結城市大字結城作478番地５、前住所茨城県筑西市山崎739番地
債務者　深見　　一
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２６号
茨城県常総市水海道諏訪町3160番地４　メゾンドＫⅡ―205、前住所茨城県つくば市真瀬1120番地10
債務者　野口　和宏
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３１号
茨城県坂東市長須230―６　ＫＫ103―３、住民票上の住所茨城県坂東市上出島863番地
債務者　野本　静子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３３号
茨城県坂東市神田山286番地１
債務者　羽富久美子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３４号
茨城県古河市仁連1467番地５　仁連ハイツＡ棟102号室
債務者　矢部　貴光
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３５号
茨城県常総市本豊田320番地２、前住所茨城県常総市小保川1463番地２
債務者　足達　清隆
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３６号
茨城県下妻市下妻乙1007番地７
債務者　三原　和也
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１４２号
茨城県下妻市高道祖1384―52　山崎住宅、住民票上の住所茨城県鉾田市半原2060番地
債務者　佐々木千寿
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１６８号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1022番地14　カーサ・ルナ202号室
債務者　髙橋　純一
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６８号
茨城県稲敷郡河内町田川１番地20
債務者　齊藤　艶子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部